

全日本フェンシング選手権

優勝(2連覇)

青木 千佳さん(上別所出身)



第67回全日本フェンシング選手権大会が平成26年12月18日から21日にかけて東京・大田区総合体育館で行われ、女子サーブルで青木千佳さんが優勝し2連覇を果たしました。

1月4日、役場にて優勝報告会が行われ、青木選手は金メダルや優勝カップを手に訪れ、川野町長、大塚教育長と懇談。青木選手は「オリンピックで金メダルを目指して頑張っている。試合ではメンタルが重要になってくるので、試合を想定して練習を積み重ねています」と話し、川野町長は「青木選手は南越前町の宝。オリンピックで金メダルを目指して頑張って」と激励しました。

青木選手は「一日一日をしっかりと頑張り、その時その時のベストの結果を出したい」と抱負を語り、1月下旬からギリシャで開催される世界大会に向けて、気持ちを高めていました。



年金のお知らせ

問合せ 武生年金事務所 Tel.23-1124
町民税務課 ☎47-8015

**保険料の納付が難しいときは、
保険料免除・納付猶予制度があります。**

収入の減少や失業などにより保険料を納めることが経済的に難しいときの手続きをご案内します。

国民年金第1号の被保険者は、毎月の保険料を納めていただく必要があります。しかしながら、所得が少ないなど、保険料を納めることが難しい場合もあります。

そのような場合は、未納のままにしないで、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行ってください。

○保険料免除制度

所得が少なく本人・世帯主・配偶者の前年所得(1月から6月までに申請される場合は前々年所得)が一定額以下の場合や失業した場合など、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合は、ご本人から申請書を提出いただき、申請後に承認されると保険料の納付が免除になります。

免除される額は、全額、4分の3、半額、4分の1の四種類があります。

○保険料納付猶予制度

20歳から30歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得(1月から6月までに申請される場合は前々年所得)が一定額以下の場合には、ご本人から申請書を提出いただき、申請後に承認されると保険料の納付が猶予されます。